

① 広報 あさひまち

令和8年1月16日号

1

お知らせ板

発行 朝日町役場 〒990-1442 山形県西村郡朝日町大字宮宿1115 編集 政策推進課
朝日町ホームページ <https://www.town.asahi.yamagata.jp> TEL 67-2112
FAX 67-2117

物価高対応子育て応援手当支給のお知らせ

政府の「強い経済」を実現する総合経済対策において、長期化する物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援し、子ども達の健やかな成長を応援する観点から、0歳から高校3年生までの子ども達に1人あたり2万円の手当を支給することが決定されました。これを受け、朝日町でも子育て世帯に手当の支給を開始します。

▶対象児童

- ①令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童の場合は10月分）の児童手当に係る児童
- ②令和7年10月1日から令和8年3月31日の間に出生した児童

▶支給対象者

①の児童手当受給者、または②の保護者で生計を維持する程度の高い方

▶支給額

対象児童1人あたりにつき2万円

▶支給時期等

児童手当を朝日町から受給している方（当町在住の朝日町職員を含む）は、申請不要で1月28日に児童手当受給口座へ振込予定です。対象の方には12月26日付けでお知らせを郵送しています。

受給を希望しない場合は、町ホームページに掲載している受給拒否の届出書を下記担当へ提出してください。なお、9月以降に転入してきた方は、前に居住していた市町村から支給されます。

9月30日時点で朝日町に住所がある公務員の方（朝日町職員以外）については、勤務先から配布される申請書に必要事項を記載のうえ、3月31日まで下記担当に提出してください。

令和8年1月以降に出生した児童の保護者については、出生届時に申請のご案内します。

▶担当・問合せ先

健康福祉課 こども家庭センター

☎ 84-7755



▲町ホームページ

ほっとカフェ～フレイル予防で健康長寿～

フレイル予防のためのお口の健康や体を動かす軽体操についての講座を開催します。フレイル（虚弱）を防ぐには、毎日のちょっとした健康習慣が大切です。“健康に過ごす”コツを学びましょう。関心のある方は誰でも参加できます。ぜひお気軽にご参加ください。

▶日 時 2月3日（火）午前10時30分～正午
▶場 所 創遊館2階和室（ぽかぽかサロン会場内）

▶内 容 「フレイル予防で健康長寿！」

▶講 師 健康福祉課 保健師

▶その他 認知症や介護、健康についてのお悩みがありましたら保健師、社会福祉士がお受けします。

▶問合せ先

健康福祉課 地域包括支援センター

☎ 67-2156

朝日町×ミズノ「第5回ウォーキング教室」参加者追加募集

第5回ウォーキング教室の開催にあたり、参加者の追加募集をします。定員に達し次第、募集を締め切らせていただきます。また、今年度最後のウォーキング教室となっていますのでご興味のある方はお早めにお申し込みください。

▶開催日

1月 30 日（金）

「冬場に体力を落とさない家の中でできる運動」
※歩行測定、体組成測定も行います。

▶時 間

午後1時30分～午後3時(受付午後0時30分～)

▶会 場

北部公民館（秋葉山交遊館）ホール

▶持ち物

飲み物、室内用ズック、タオル

▶講 師

一般社団法人ケア・ウォーキング普及会代表理事
黒田恵美子氏

▶定 員

先着5名程度

▶その他の

参加費無料、動きやすい服装でご参加ください。

▶申込期限

1月 28 日（水）まで下記に電話または二次元コードからお申し込みください。



▲申込みフォーム

▶申込・問合せ先

健康福祉課 保健医療係

☎ 67-2116

「ヘルシーライフ教室（室内運動教室）」参加者募集

イスに座ったりボールを使ったりする体操や、自宅でできる運動方法を学びます。初めての方も大歓迎です。一緒に楽しく学んでみませんか？

▶日 時

第1回：2月 12 日（木）

第2回：3月 12 日（木）

午前10時～午前11時30分

▶会 場

北部公民館（秋葉山交遊館）ホール

▶持ち物

飲み物、タオル、ヨガマットまたは

バスタオル、ズック

▶講 師

山形済生病院健康増進センターめぐみ

伊藤 貢 氏

▶定 員

先着 20 人

▶その他の

- ・参加費無料。動きやすい服装でご参加ください。
- ・お申し込みは教室の前日までご連絡ください。

▶申込方法

第1回参加希望の方は2月 10 日（火）まで下記へご連絡または申込みフォームから申し込みください。

▶申込・問合せ先

健康福祉課 保健医療係 ☎ 67-2116



◀申込みフォーム

ぽかぽかサロン、骨々（こつこつ）サロンに参加してみませんか

おしゃべり、体操をしたり、楽しい時間を過ごせる場を開催しています。申し込み不要ですので、どなたでも気軽にご参加ください。

▶日 時

1月 20 日（火）、27 日（火） 午前10時～正午

※ 27 日は 11 時から同会場で骨々サロン（軽体操）
を参加費無料で開催します。

▶対象者

高齢の方など興味のある方

▶場 所

創遊館 2 階 和室

▶参加費

200 円

▶問合せ先

健康福祉課 地域包括支援センター

☎ 67-2156

みんなの居場所 すぽっと2月の開館予定表

おしゃべりや健康体操、麻雀、将棋、カラオケなどをしながら交流をたのみませんか？どなたでも気軽に利用できます。

▶開館日時（3月まで冬季時間で開館します）

午前10時～午後3時（月～木）

午前10時～午後4時30分（金）

日	月	火	水	木	金	土
1	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	7
8	(9)	(10)	11	(12)	(13)	14
15	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	21
22	23	(24)	(25)	(26)	(27)	28

▶定期開催

- ・リバイバルダンスの日（毎週木曜日）
- ・スマホ使い方相談会（毎週水・木曜日）
- ・健康麻雀教室（毎週金曜日）
- ・女性麻雀教室（毎週火曜日 午後2時30分まで）
- ・リメイク教室（18日 午後1時から）
- ・ハンドマッサージ交流会（9日）
午前10時／午後1時～ ※定員各5名
参加費 600円（ケーキとコーヒー付き）
申込みは2月5日（木）まで

▶申込・問合せ先

みんなの居場所 すぽっと ☎ 84-0202

朝日町エコミュージアムかるた大会開催

かるたで遊びながら町のことを知つてもらう機会になればいいと思い、今年度も小学生を対象とした「朝日町エコミュージアムかるた大会」を開催します。素敵な賞品も準備しています。ぜひご参加ください。

▶日 時

2月11日（水・祝）

午前9時30分～正午（受付：午前9時～）

▶会 場

創遊館2階和室1・2

▶対 象

町内の小学生（1～6年生）

▶参加費

無料

▶申込方法

1月30日（金）までに申込書を担任の先生に出してください。

※学校での提出期限が過ぎたときは、2月8日（日）まで下記に直接お申し込みください。

▶主催・問合せ先

NPO法人朝日町エコミュージアム協会

☎ 67-2128

令和7年度 西村山地区学校保健大会の開催について

西村山地区の児童・生徒による保健研究発表、学校保健功労者表彰、メディアやゲームの依存についての記念講演を行います。ご自由にお越しください。

▶日 時

2月5日（木）午後1時30分～

▶会 場

村山総合支庁 西村山地域振興局 3階講堂
(寒河江市大字西根字石川西 355番地)

▶問合せ先

西村山地区学校保健会事務局 ☎ 71-1136

① 広報 あさひまち

令和8年1月16日号

2

お知らせ板

発行 朝日町役場 〒 990-1442 山形県西村郡朝日町大字宮宿 1115 編集 政策推進課
朝日町ホームページ <https://www.town.asahi.yamagata.jp> TEL 67-2112
FAX 67-2117

申告相談は「完全予約制」

令和7年度も長時間の待ち時間解消と感染症拡大を防止し、安心して申告相談にお越しいただくため、予備日だけでなく地区の指定日においても完全予約制とします。

12月26日発行のお知らせ板にて地区の指定日を確認いただき、事前に電話などで時間を予約したうえでご来場ください。予約なしで来られた方は、その日の予約受付分終了後に受付いたします。ご理解とご協力をお願いします。

▶予約期間

1月16日（金）～申告日の前日午後3時まで

▶予約方法

①電話予約

税務町民課 税務係（☎67-2107）

受付：平日 午前8時30分～午後5時

②インターネット予約

町公式ホームページからアクセス可能

※電話予約は混み合うため、インターネット予約がおすすめです。

▶申告相談時間（30分刻みで受付します）

午前9時～午前11時30分／午後1時～午後3時

※時間ごとに受付人数の限りがあります

▶会場

役場2階（旧開発センター）大ホール

▶問合せ先

税務町民課 税務係 ☎67-2107



◀インターネット予約はこちらから

申告書は郵送なども対応可能

郵送で提出した方は申告相談への来庁は不要です。内容によっては後日確認等の連絡をする場合があります。

▶確定申告の方（所得税の納付や還付がある方）

確定申告書を税務署へ郵送してください。申告書用紙は税務署の窓口でお受け取りいただくか、国税庁公式ホームページからダウンロードしてください。また、e-tax（電子申告）による申告も可能です。

▶町県民税申告の方（所得税の納付や還付がない方）

町県民税申告書を役場税務町民課宛に郵送してください。申告書用紙は税務町民課窓口でお渡します。また、希望者には郵送もいたしますので、必要な場合はお電話ください。

▶どちらの申告になるかわからない方

下記までお問い合わせください。状況などを聞きし、該当と思われる申告書用紙を送付します。

※申告相談期間（2月6日～3月13日）は担当職員が申告会場にいるため、問合せは1月中がスムーズです。

▶問合せ先

税務町民課 税務係 ☎67-2107

各種控除等について

ふるさと納税などの寄附金控除を受けられる方	<p>確定申告が不要な給与所得者などが、寄附先の自治体に「申告特例申請書」を提出している場合、翌年度の個人住民税所得割額から、所得税の控除相当額と住民税の控除額が税額控除されます。ただし申告特例申請書を提出していても、以下の場合はワンストップ特例の対象外となり、確定申告が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none">● 寄附先の自治体が6団体以上ある● 確定申告（住民税申告を含む）を行う必要がある自営業者など● 給与以外の所得（不動産所得、配当所得、一時所得、土地建物の譲渡所得など）がある● 医療費控除や住宅ローン控除の適用を受けるため確定申告をするなど
住宅借入金等特別控除を受けられる方	<p>住宅を新築、購入または増改築等をされて住宅借入金（取得）等特別控除を受けられる方は、次の書類を準備し確定申告をしてください。初めて住宅借入金等特別控除を受けられる方は、<u>寒河江税務署での申告をお願いします。</u></p> <ul style="list-style-type: none">● 令和7年分の申告で初めて受ける方の必要書類<ul style="list-style-type: none">・住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書・家屋の登記簿謄本または抄本・工事請負契約書、売買契約書の写し・家屋の新築または購入の年月日、家屋の新築工事の請負代金または購入対価の額および家屋の床面積を明らかにする書類またはその写し・各種補助金の金額や内容がわかるもの（支給決定通知書など）・認定住宅（ZEH 水準省エネ住宅等）に該当する場合、その証明書●これまでに特別控除を受けている方で令和7年分についても受ける方の必要書類<ul style="list-style-type: none">・住宅資金に係る借入金の年末残高証明書・税務署より送付されている住宅取得等特別控除証明書
医療費控除を受けられる方	<p>令和7年中に支払った申告者及び生計同一のご家族の医療費の合計が10万円（所得の合計額が200万円以下の方は、所得の合計額の5%）を超えた場合、医療費控除として超えた部分の金額を所得から控除することができます。<u>年間の支払金額をまとめた「医療費控除の明細書」の用紙は、国税庁公式ホームページよりダウンロードするか、税務町民課税務係から受け取ることができます。</u>なお、保険機関が発行する年間の医療費の通知も利用できますが、一定の月までの記載しかないのでご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none">●準備するもの<ul style="list-style-type: none">・医療費控除の明細書・医療機関や薬局で発行された領収書・介護保険施設の領収書（医療費控除該当分の記載があるもの）・おむつ代の医療費控除を受ける場合は、医師が発行する「<u>おむつ使用証明書</u>」（<u>6カ月以上寝たきりなどの証明</u>）が必要です。用紙は税務町民課税務係から受け取ることができます。※インフルエンザなどの予防接種代、人間ドックや健康診断などの費用、マスクや消毒液の購入費は医療費控除の対象外です。※対象医薬品を1万2千円以上購入した場合などに「セルフメディケーション税制」を受けることもできます。<u>ただし医療費控除との選択適用となります。</u>
障害者控除を受けられる方	障害者手帳などをお持ちでない方でも、介護保険の要介護認定を受け一定の要件を満たす場合、健康福祉課で発行する「障害者控除対象者認定書」で障害者控除が受けられます。必要な方は、健康福祉課福祉係（☎ 67-2132）にご相談ください。

▶問合せ先 寒河江税務署 ☎ 86-2244（音声案内：0（確定申告のご相談））
税務町民課 税務係 ☎ 67-2107

令和7年分 町県民税申告相談について

2月6日（金）より町県民税申告相談を行います。

1月1日現在で朝日町に住所がある方は、朝日町に申告することになります。所得税や町県民税を申告すべき人が未申告の場合、未申告加算税などが課せられる場合がありますので、忘れずに申告をしてください。

所得区分	持参していただくもの
申告者（該当者）	<ul style="list-style-type: none"> ●マイナンバーカードまたは番号確認書類+本人確認書類 ●控除額の証明となるもの <ul style="list-style-type: none"> (例)・国民年金保険料控除の証明書（領収書） <ul style="list-style-type: none"> ・生命保険等の掛金証明書 ・地震保険料や建物共済掛金証明書 ・「医療費控除の明細書」および領収書 ・障害者手帳（該当者） ・豪雨や豪雪などの災害による修繕の領収書など (支払合計5万円以上) ・寄附金受領証明書（ふるさと納税を含む）
給与所得がある方 (日雇い・アルバイトを含む)	<ul style="list-style-type: none"> ●給与、報酬、賃金などの<u>源泉徴収票（原本）</u> 日雇い者、アルバイト者で源泉徴収票がない方は、勤務先から収入額の証明書をもらってください。
事業所得がある方 (農業、営業、建設業など)	<ul style="list-style-type: none"> ●年間の収入、経費を確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・収支内訳書 ・帳簿（収支ノート）、領収書 など
不動産所得がある方 (宅地、農地、駐車場、建物などを貸し、賃料や現物提供がある方、電柱等土地使用料をもらっている方) など	<ul style="list-style-type: none"> ●年間の収入を確認できる書類 賃料などが記載された書類や通帳 ●減価償却の基礎となる契約書や領収書 ●土地改良区費、水利費等の領収書 ●当該固定資産税等の課税明細書 など
年金、恩給をもらっている方	<ul style="list-style-type: none"> ●年金の源泉徴収票 <u>年金以外に収入がある方、扶養などの各所得控除をする方は申告が必要です。</u>
その他の所得がある方	<ul style="list-style-type: none"> ●年間の収入、経費を確認できる書類、帳簿、領収書 など

※農業、営業等の事業所得がある方は必ず「収支内訳書」や「収支ノート」を記載してください。
 ※医療費控除を受ける際は「医療費控除の明細書」を添付する必要がありますので、必ず持参ください。
 （詳細は本誌中面をご覧ください。）

▶問合せ先 税務町民課 税務係 ☎67-2107

住民税申告の電子化について

個人住民税（町民税・県民税）の申告について、令和8年度分（令和7年中の収入等に関する申告分）から、住民税の電子申告が開始されました。

スマートフォンまたはパソコンから、マイナンバーカードを利用してeLTAX（※）のホームページおよびマイナポータルから住民税の申告手続きが可能です。

申告会場に出向かずに、お持ちのスマートフォンやパソコンから24時間365日申告が可能となっておりますので、ぜひご活用ください。

※eLTAX（エルタックス）とは、地方税ポータルシステムの呼称で、インターネットを利用し、地方税における手続き（申告等）を電子的に行うシステムです。

▶申告に必要なもの

- ・スマートフォンやパソコン
- ・マイナポータルアプリのインストール（スマートフォンを利用する場合）
- ・マイナンバーカード読み取り用のICカードリーダライタ（パソコンを利用する場合）
- ・マイナンバーカード（券面事項入力補助用パスワード（数字4桁）、署名用電子証明書用パスワード（英数字6~16桁）の入力が必要です）
- ・申告の添付書類（源泉徴収票など収入が確認できる書類、事業所得収支内訳書、保険料控除証明書など所得控除のための証明書）
- ・メールアドレス

▶備考

詳細は以下のページをご確認ください

所得税の確定申告が必要な方はe-Tax（国税庁のホームページ内）をご利用ください。所得税の確定申告をした方は町民税・県民税の申告を行う必要はありません。

▶問合せ先

税務町民課 税務係 ☎ 67-2107



◀住民税申告の電子化に係る
特設ページ



◀eLTAX 個人住民税電子申告システム

朝日町雪まつり「春の雪山トレッキング」

ブナ林を抜けて、朝日連峰の大パノラマを見に行こう。

▶日 時

3月1日（日）午前8時30分～午後4時

▶集 合

Asahi自然観スキー場「センターハウス」前付近

▶行 程

Asahi自然観→ブナ林→サイヅチ峰

▶持ち物

ストック、スノーシュウ（かんじき）、昼食、軽食、飲物、着替え、タオル、その他必要なもの

▶服 裝

帽子、手袋、防寒服（スキーウェア等）、冬用長靴

▶参加費

1,000円（傷害保険料含む）

▶定 員

小学生以上（小学生は保護者同伴）20名程度

▶申 込

参加費を添えて、1月19日（月）～2月18日（水）の間に下記へお申し込みください。

▶申込・問合せ先

朝日町雪まつり実行委員会事務局（総合産業課内）

☎ 67-2113

広報 あさひまち

令和8年1月16日号

3

お知らせ板

発行 朝日町役場 〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 編集 政策推進課
朝日町ホームページ <https://www.town.asahi.yamagata.jp>
TEL 67-2112
FAX 67-2117

スピードスプレーヤの更新に係る経費に対し支援します

果樹栽培に欠かせないスピードスプレーヤは、近年の物価高騰のため、中小規模の生産者を中心に、機械の更新ができず、栽培を断念する例が少なくありません。これらの生産者の営農継続に向けて、スピードスプレーヤの更新にかかる経費の一部を支援します。

▶支援内容

スピードスプレーヤの更新（中古を含む）

▶事業実施主体

- 農業者団体（3戸以上の農業者で組織する団体）
※各々が認定農業者である場合は2戸以上
- 農業法人

▶対象品目

果樹全般

▶補助要件

- 事業実施の翌年度に「果樹の総販売額又は総所得額の増加」の実現が見込まれること。
- 更新前のスピードスプレーヤの使用年数が10年以上であること。
- 経営主が65歳以上かつ後継者が決まっていない場合は、新たな担い手への継承に向けて、樹園地に関する情報を市町村・農業委員会などに提供すること。

- 導入する機械の規格（散布能力）が、経営規模に見合ったものであること。
- 農機具共済や動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須）に加入すること。
- 納車、支払いについては、令和8年4月以降の交付決定後から令和9年1月末までが完了すること。

※更新事業ですので、更新後、現在使用しているスピードスプレーヤについては処分していただくことになります。

※県の事業であり、採択はポイント制で決まりますので必ず補助が受けられるわけではありません。ご注意ください。

▶補助金の額

補助率1/3以内

▶申込期限

2月10日（火）

見積書等の書類の提出をお願いします。

▶申込・問合せ先

農林振興課 農政係 ☎67-2114

りんご生産者大会を開催します

山形県農業技術普及課から「昨年のりんごの生育状況や気候変動対応等」について、道の駅あさひまちりんごの森から「道の駅からみた朝日町りんごの可能性」について講演いただきます。併せて「第45回りんご品評会」の表彰式も行いますので、りんご生産者の皆さんぜひご参加ください。

▶日 時 1月28日（水）午後1時30分～

▶対 象 りんご生産者等

▶場 所 農業団地センター（JA朝日支所隣）

▶問合せ先

農林振興課 農政係 ☎67-2114

農道除雪について

果樹の剪定などの生産適期作業による安定的な生産の確保及び、端境期における地元産野菜の供給が降雪のため不能になることを未然に防ぐことを目的に、農用地及び樹園地への往来を確保するために町の除雪オペレーターが除雪を行います。

また、除雪がスムーズに行えるように、早めに開始・終了地点にポールなどの目印の設置をお願いします。農道除雪は平日限定になります。

農道除雪を依頼する場合は、作業希望日の10日前までに申請してください。

▶注意点

- ・除雪の際は、支障となる枝等は処理すること。
- ・除雪作業当日は案内人を付けること。
- ・構造物等が破損した場合は、申請者で解決を図ること。

▶費用負担

- ・除雪作業費 1時間 5,000円（1台）
- ・除雪車移動費 一律 往復 2,500円（1台）

▶申請・問合せ先

農林振興課 ☎67-2114

西村山らくらく交通ガイド

これまでの紙版「西村山地域公共交通マップ」が、「西村山らくらく交通ガイド」としてデジタル版になりました。紙版からさらに内容を充実して作成しています。下記の二次元コードを読み込み、ぜひご覧ください。

▶問合せ先

政策推進課 総合政策情報係 ☎67-2112
村山総合支庁西村山連携支援室
☎86-8143



◀西村山らくらく交通ガイド

相続無料電話相談会

▶日 時 2月2日（月）～27日（金）の平日
午後1時30分～午後5時

▶内 容

司法書士による相続登記、遺言等相続に関する
ことについて電話相談
専用ダイヤル「050-5433-5793」
※上記期間中のみの臨時電話になります

▶相談料

無料

▶問合せ先

山形県司法書士会
☎023-642-3434

町の公式情報発信ツールをご活用ください

登録等していただいた方には、町からのお知らせや各種行政情報等を発信し、災害等の有事の際には、各ツールを活用して迅速に情報を発信します。ぜひ情報取得手段としてご登録のうえ、ご活用ください。



▲町公式LINE



▲町公式X(旧Twitter)



▲防災情報メール



▲町公式Instagram

▶防災無線確認用電話番号（放送内容は24時間保存）

☎0800-800-1179（無料）